

令和6年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和6年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務の公募型プロポーザル方式の審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとします。

(1) 業務の理解度	(15点)
(2) セミナー等の企画・運営業務	(30点)
(3) 中山間地域で長期滞在できる態勢づくり	(50点)
(4) 宿泊施設を中心とした地域の取組支援	(30点)
(5) 事業成果の横展開、継続実施の仕組みづくり	(30点)
(6) 実施体制	(20点)
(7) スケジュール	(15点)
(8) 経費見積	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを開催します。

(1) 日時、場所

日時 令和6年3月29日(金)(予定)別途通知します

場所 高知市内(調整中)

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1参加者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設けます。

イ 審査委員会への入室は、1参加者あたり3名までとします。

ウ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途お知らせします。

エ プレゼンテーションで使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対

する審査を行います。

- (2)各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3)すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。なお、最低基準点は各審査員の平均で120点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととします。(参加者が1事業者のみであっても、同様とします。)
- (4)審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を決定します。